

# 令和3年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（令和5年（2023年）9月22日現在）

## 1. 監査のテーマ

環境部の所管事業に係る財務に関する事務の執行について

## 2. 監査の実施期間

令和3年6月15日から令和4年2月14日まで

## 3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	30件	30件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	50件	52件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

#### 4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「令和3年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
人権政策課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 行政総務課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 契約検査課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
財務部 財政課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
環境部 環境政策課	0	0	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
環境部 公園みどり推進課	22	22 (100%)	0	0	0	0	20	19 (95%)	1 (5%)	0	0	0
環境部 減量計画課	1	1 (100%)	0	0	0	0	6	5 (83%)	1 (17%)	0	0	0
環境部 美化推進課	2	2 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
環境部 家庭ごみ事業課	3	3 (100%)	0	0	0	0	11	11 (100%)	0	0	0	0
環境部 事業ごみ指導課	2	2 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
合 計	30	30 (100%)	0	0	0	0	52	49 (94%)	3 (6%)	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

## 5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(令和5年9月22日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
公園自動車駐車場管理者に係る公募プロポーザルの審査基準について	公園みどり推進課
より実費に近い負担金の交付方法等について	減量計画課 財政課

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和5年(2023年)9月22日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
家庭ごみ事業課							
分別周知事業							
68	173	市民からの再配布依頼時における要因確認等のルール化について	2021年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務においては、受注者による配布確認を行うことが定められている。受注者自身に配布確認を実施させることは、受注者に対する牽制の効果等もあり、一定の意義を有するが、あくまで受注者による確認であり、その正確性までは担保できるものではない。例えば、市民から、配送漏れによる再配送の依頼等があった場合においては、事情等を聴取した上で、必要な場合には近隣の住宅や同一の集合住宅内の配布状況をサンプルで確認し、再配送の原因を一定程度把握・分類する等の対応をルール化することを検討されたい。		○	家庭ごみ事業課 令和5年度(2023年度)ごみカレンダーについて、令和5年3月1日から3月22日までの委託契約期間において未配連絡があった場合は、受注者と市が要因(多世帯住居、店舗兼住宅等)を確認のうえ、再配布先と要因をリスト化するとともに、受注者が再配布の対応を行いました。 上記の契約期間後の未配連絡に対しては、市が要因を確認し、再配布先と要因のリストを更新するとともに、日々のごみ収集の機会を活用する等して再配布を行いました。 今後も、上記のルールに沿った対応を行い、再配布先と要因のリストを活用し、再配布の減少を図ります。	措置済